

強化と共に活用の道開く改正個人情報保護法

◆個人情報の保護を強化、名簿屋対策も配慮

2017年9月までに改正個人情報保護法が全面施行される。この改正法は、顔認証や指紋などのデータも個人情報とする定義の見直しを行い、保護を強化した。個人情報保護委員会を新設し、個人情報取扱い事業者の監督を一元化した。個人情報取扱い事業者が名簿を受領する際に提供者の氏名やデータ取得経緯等を確認し、一定期間その内容を保存する義務を課すことで名簿屋対策も配慮した。また、法の適用範囲を5,000人以下の個人情報を扱う小規模な事業者にも広げた。

すでに同法の対象だった大規模な個人情報取扱い事業者にとっては今回の改正法施行にともなう負担は内部運用ルールの見直しや、名簿屋対策の実施などですむため、それほど大きくない。一方、新たに同法の対象となった小規模取扱い事業者の負担は改正法への対応を一から行う必要があるため、大きい。この新たに同法の対象となる事業者の数を日本商工会議所は100万社超とみている。

◆改正法で個人情報を加工して活用することが可能に

今回の法改正は個人情報保護の強化だけでなく、集めたぼう大な個人情報を加工し、ビックデータとして活用する道も開いた。たとえば、個人を特定できないように加工した情報を匿名加工情報と定義し、その加工方法、事業者が公表する場合の規定などを今後定めることにした。事業者がこれらの規定に従い、適正に加工した匿名加工情報について、①利活用方法、②データの管理体制やセキュリティ対策などの安全管理措置、③トレーサビリティへの対応などを適切に行えば、匿名加工情報を利用した新ビジネスを行う道が開けてくる。

この匿名加工情報を利用した新ビジネスとして、カード会社の持つ顧客の購買情報をDMの送付やマーケティング分析に利用するビジネス、鉄道の乗降履歴データを基に分析した駅エリアの集客力や潜在商圈の広さなどの情報を出店計画の作成や土地評価を行う事業者に販売するビジネスなどが考えられている。こうした例のほかにもアイデア次第で新しい情報提供やデータ分析を基にしたビジネスが生まれ、育つ可能性があり、その動向には注意しておきたい。 【藤井和則】